

盛土その他の土地の形質の変更

区域	特定盛土等規制区域内					
対象規模	例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等					
	要件	①盛土で高さが 1m超 ～ 2m の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 ～ 5m の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 ～ 5m の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 ～ 5m となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ～ 3,000㎡ となるもの(①～④を除く)
	イメージ図					
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。						
手続き	届出					
法令	第27条第1項					
規則	第3条(政令で定める土地の形質の変更)					
	第8条第9号(除外規定)					
鑑	第58条第1項 別記様式第19					
添付書類	一 次の表に掲げる図面					
	図面の種類	明示すべき事項		縮尺	備考	
	位置図	方位、道路及び目標となる地物		一万分の一以上		
	地形図	方位及び土地の境界線		二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。	
	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置		二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面		二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	
	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称		五百分の一以上		
	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法		五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	
	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		五十分の一以上		
	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法		五十分の一以上		
	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法		五十分の一以上		
	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法		五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	
	六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真					
	七 届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類					
八 届出をしようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類						
イ 登記事項証明書						
ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類						
前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類						